

(2)実用新案制度

州名	国コード	国又は地域名	1 現の 地 代 理 要 人 性	2 審 査 制 度	3		4		5		備考
					存続期間		異議申立		無効審判		
					起 算 日	期 へ 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
アジア	AE	アラブ首長国	要	○	出願	10	公開	60日	○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	BH	バーレーン	-	○	出願	10	×(備1)		○(備2)		(備1)情報提供制度あり。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
	CN	中国	要	×	出願	10	×		○		
	HK	香港	要	×	出願	8	×		○(備)		短期特許と規定されている。 (備)無効は裁判所に提訴する。
	ID	インドネシア	要	○	出願	10	公開	3月	○		Simple Patentと規定されている。
	KH	カンボジア	要	×	出願	7	登録	3月	○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	KR	韓国	要	○(備1)	出願	10	×		登録	3月(備2)	(備1)審査請求制度(出願日から3年)がある。 (備2)登録から3月間は何人も請求できる。その後は利害関係人又は審査官のみ請求できる。
	KW	クウェート	要	×	出願	7	登録	2月	○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	LA	ラオス	要	×	出願	7	×		×		Petty Patentと規定されている。
	MN	モンゴル	要	○	出願	7	×		○		
	MO	マカオ	要	○	出願	6 延2ずつ2回	×(備1)		○(備2)		(備1)情報提供が行なえる。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
	MY	マレーシア	要	○	出願	10 延5ずつ2回	×		○		
	PH	フィリピン	要	×	出願	7	×		○		
	TH	タイ	要	○	出願	6 延2ずつ2回	公報	1年	○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	TW	台湾	要	×	出願	10	×		○		
	VN	ベトナム	要	○	出願	10	公開	(備)	○		(備)公開日から権利付与の決定までの間。
アメリカ	AG	アンティグア・バーブーダ	要	○	出願	7	-		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	AR	アルゼンチン	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	BO	ボリビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	BR	ブラジル	要	○	出願	15	×(備)		○		(備)情報提供制度あり
	BZ	ベリーズ	要	○	出願	7	-		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	CL	チリ	要	○	出願	10	公開	45日	○		
	CO	コロンビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	CR	コスタリカ	要	○	出願	10	公開	1月(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から起算する。
	EC	エクアドル	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	GT	グアテマラ	要	○	出願	10	×(備)		○		(備)情報提供制度(登録の公告から2月間)あり。
	HN	ホンジュラス	要	○	出願	15	公開	(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から最後の公告日までの間。
	MX	メキシコ	要	○	出願	10	×		○		
	NI	ニカラグア	要	○	出願	10	×(備1)		○(備2)		(備1)情報提供制度あり。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
	PA	パナマ	要	○	出願	10	公開	2月	○		
	PE	ペルー	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	SV	エルサルバドル	要	○	出願	10	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
TT	トリニダード・トバゴ	要	×	出願	10	×		○			
UY	ウルグアイ	要	○	出願	10 延5	×(備)		○		(備)情報提供制度(出願公開から60日以内)あり	

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3		4		5		備考
			現 の 地 代 理 要 人 性	審 査 制 度	存続期間		異議申立		無効審判		
					起 算 日	期 （ 年 間 ）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
ヨ ー ロ ッ パ	AL	ア ル バ ニ ア	要	×	出願	10	公報	9月	×		
	AM	ア ル メ ニ ア	要	×	出願	10	－		○		
	AT	オ ー ス ト リ ア	要	×	出願(備)	10	×		○		(備)出願された月の末日から起算する。
	AZ	ア ゼ ル バ イ ジ ャ ン	要	－	出願	10	公開	6月	○		
	BG	ブ ル ガ リ ア	要	○	出願	4 延2ずつ2回	－		○		
	BY	ベ ラ ル ー シ ー	－	×	出願	5 延3	公開	(備)	○		(備)期限の定めなし
	CZ	チ ェ コ	要	×	出願	4 延3ずつ2回	－		○		
	DE	ド イ ツ	要	×	出願	10	×		○		
	DK	デ ン マ ー ク	要	×	出願	3 延第1回3年、 第2回4年	×		○		
	EE	エ ス ト ニ ア	要	－	出願	4 延第1回4年、 第2回2年	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	ES	ス ペ イ ン	要	×	出願	10	公開	2月	○		
	FI	フ ィ ン ラ ン ド	要	×	出願	4 延第1回4年、 第2回2年	×		○		
	FR	フ ラ ン ス	要	×	出願	6	×		○		
	GR	ギ リ シ ャ	要	×	出願	7	×		○		
	HU	ハ ン ガ リ ー	要	×	出願	10	×		○		
	IT	イ タ リ ア	要	×	出願	10	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	KG	キ ル ギ ス	要	×	出願	5 延3	公報	(備)	×		(備)権利存続期間中
	NL	オ ラ ン ダ	要	×	出願	6	×		○		短期特許として規定されている。
	PL	ポ ー ラ ン ド	要	○	出願	10	公報	6月	○		
	RO	ル ー マ ニ ア	要	×	出願	6 延2ずつ2回	×		○		
	PT	ポ ル ト ガ ル	要	○	出願	15	公開	3月	○		
	RU	ロ シ ア	要	×	出願	10 延3	×		○		
	SK	ス ロ バ キ ア	要	×	出願	4 延3ずつ2回	－		○		
	TR	ト ル コ	要	×	出願	10	公開	3月	○(備)		(備)方式上の欠陥を理由とするときのみ
	UA	ウ ク ラ イ ナ	要	○	出願	10	×		○		
ア フ リ カ	AO	ア ン ゴ ラ	要	×	出願	5 延5ずつ2回	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	BF	ブ ル キ ナ フ ァ ソ	要	○	出願	10	×		○		
	BJ	ベ ナ ン	要	○	出願	10	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	BW	ボ ツ ワ ナ	要	○	出願	7	×		○(備)		(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	CF	中 央 ア フ リ カ	要	○	出願	10	×		○		
	CG	コ ン ゴ 共 和 国	要	○	出願	10	×		○		
	CI	コ ー ト ジ ボ ア ー ル	要	○	出願	10	×		○		
	CM	カ メ ル ー ン	要	○	出願	10	×		○		
	EG	エ ジ プ ト	要	○	出願	7	公開	60日	○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	GH	ガ ー ナ	要	×	出願	5 延3	×		○		
	GN	ギ ニ ア	要	○	出願	10	×		○		
GQ	赤 道 ギ ニ ア	要	○	出願	10	×		○			

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3		4		5		備考
			現 地 必 要 代 理 人 性	審 査 制 度	存続期間		異議申立		無効審判		
					起 算 日	期 間 （ 年 間 ）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
ア フリ カ	GW	ギニアビサウ	要	○	出願	10	×		○		
	KE	ケニア	要	×	登録	10	公報	6月	-		
	LS	レソト	要	×	出願	7	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	ML	マリ	要	×	出願	10	×		○		
	MR	モリタニア	要	○	出願	10	×		○		
	MZ	モザンビーク	-	○	出願	15	×		○		
	NA	ナミビア	要	-	出願	7	-		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	NE	ニジェール	要	○	出願	10	×		○		
	SN	セネガル	要	○	出願	10	×		○		
	SZ	スワジランド	要	×	出願	7	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	TD	トゴ	要	○	出願	10	×		○		
	TG	チャド	要	○	出願	10	×		○		
	UG	ウガンダ	要	×	登録	7	-		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
オセアニア	AU	オーストラリア	要	○(備1)	登録	8	×		○(備2)		Innovation Patentとして規定されている。 (備1)権利行使する際又は第三者が権利の無効を主張する際は審査請求して権利の有効性を証明しなければならない。 (備2)裁判所に提訴する。
	TO	トンガ	要	×	出願	7	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
	PG	パプアニューギニア	要	×	出願	5延5ずつ2回	×		○(備)		(備)無効は裁判所に提訴する。
国際機関	AP	アフリカ地域工業所有権機関 (ARIPO)	要	○	(備1)		×		(備2)		(備1)各指定国の国内法に規定される期間。 (備2)各指定国の国内法による。
	OA	アフリカ知的財産権機関 (OAPI)	要	×	出願	10	×		○		

(資料)特許庁「平成20年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

(備考)

1 現地代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行なう際に現地代理人を必要とする」ことを示す。

2 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。

3 存続期間の「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

4 異議申立の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

5 無効審判の項中、「×」は「無効審判制度がない場合」を示す。また、この無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「登録」は実用新案登録日を、起算日とすることを示す。なお、「○」は「無効審判制度及びこれに類する制度がある場合」に、無効審判の請求ができる期限の定めのないものを示す。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただけると幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課